

香川県報



第 84 号

平成 17 年

10月25日(火曜日)

目次

告示

新たに生じた土地を確認した旨の届出
町及び字の区域に編入する旨の届出

●銃猟禁止区域の指定

道路の供用開始（二件）

公告

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告

（経営支援課）

告示

香川県告示第六百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、さぬき市の区域内に新たに生じた土地を確認した旨、さぬき市長から届出があった。

平成十七年十月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

位	置	面	積
さぬき市津田町津田字流田一五〇四の五、一五一一	三三三〇・五四平方メートル		
の地の先の公有水面埋立地			

香川県告示第六百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、さぬき市長から届出があ

った。

平成十七年十月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

上	欄	下	欄
さぬき市津田町津田字流田		さぬき市津田町津田字流田一五〇四の五、一五一一	
		の地の先の公有水面埋立地	

香川県告示第六百六十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。

平成十三年香川県告示第六百八十九号（銃猟禁止区域の設定）の一部（紫雲山銃猟禁止区域の項）は、平成十七年十一月十四日限り廃止する。

平成十七年十月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

名称	区	域	面積	存続期間
小田池銃猟禁止区域	高松市川部町地内の一般県道千足高松線と主要地方道円座香南線との交点を起点とし、同所から主要地方道円座香南線を南東に進み町道吉光高根線との交点に至り、同所から町道吉光高根線を南に進み町道堀ケ内小田池線との交点に至り、同所から町道堀ケ内小田池線を西に進み小田池堤防との交点に至り、同所から小田池堤防を南西に進み香南町大字池内字田井一〇八番地に至り、同所から農道（池内権現宮の南側）を南西に進み一般県道千足高松線との交点に至り、同所から一般県道千足高松線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域	七六ヘクタール	平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで	
宮池銃猟禁止区域	善通寺市木徳町地内の宮池（池敷を含む）	六ヘクタール	平成十七年十一月十五日から平	

<p>村上池銃猟禁止区域</p>	<p>善通寺市金蔵寺町地内の一般国道三一九号(バイパス)と主要地方道善通寺大野原線との交点を起点とし、同所から主要地方道善通寺大野原線を南西に進み一般国道三一九号との交点に至り、同所から一般国道三一九号を北西に進み市道稲木徳線との交点に至り、同所から市道稲木徳線を北東に進み一般国道三一九号(バイパス)との交点に至り、同所から一般国道三一九号(バイパス)を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>三六ヘクタール</p>	<p>平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで</p>
<p>池之尻銃猟禁止区域</p>	<p>観音寺市吉岡町地内の一般国道一一号と市道流岡中田井線との交点を起点とし、同所から市道流岡中田井線を南東に進み高松自動車道との交点に至り、同所から高松自動車道を南西に進み市道信末駅裏線との交点に至り、同所から市道信末駅裏線を北西に進み一般国道一一号との交点に至り、同所から一般国道一一号を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>一六七ヘクタール</p>	<p>平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで</p>
<p>高見山銃猟禁止区域</p>	<p>小豆郡土庄町地内の一般国道四三六号と一般県道本町小瀬土庄港線との交点を起点とし、同所から一般県道本町小瀬土庄港線を南西に進み町道大木戸鹿島線との交点に至り、同所から町道大木戸鹿島線を北西に進み一般県道本町小瀬土庄港線との交点に至り、同所から一般県道本町小瀬土庄港線を南東に進み一般国道四三六号との交点に至り、同所から一般国道四三六号を南東に進み起点に至る</p>	<p>一三五ヘクタール</p>	<p>平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで</p>
<p>沖ノ鼻銃猟禁止区域</p>	<p>小豆郡池田町地内の一般国道四三六号と一般県道三都港平木線との交点を起点とし、同所から一般県道三都港平木線を南東に進み城山登山道との交点に至り、同所から城山登山道を南東に進みふるさと村キャンプ場遊歩道との交点に至り、同所からふるさと村キャンプ場遊歩道を南東に進み町道浜松線との交点に至り、同所から町道浜松線を南西に進み豊栄川右岸との交点に至り、同所から豊栄川右岸を西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み沖の鼻、池田港、飛岬を経て蒲生地内の平野川左岸との交点に至り、同所から平野川左岸を北に進み一般国道四三六号との交点に至り、同所から一般国道四三六号を東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>一一〇ヘクタール</p>	<p>平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで</p>
<p>浅野銃猟禁止区域</p>	<p>香川郡香川町地内の主要地方道三木綾南線と一般県道高松香川線との交点を起点とし、同所から一般県道高松香川線を北に進み町道梅ヶ井線との交点に至り、同所から町道梅ヶ井線を北西に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から一般国道一九三号を北に進み一般県道三谷香川線との交点に至り、同所から一般県道三谷香川線を東に進み一般県道高松香川線との交点に至り、同所から一般県道高松香川線を南に進み町道八王子線との交点に至り、同所から町道八王子線を東に進み町道八王子赤坂線との交点に至り、同所から町道八王子赤坂線を南に進み一般県道岩崎高松線との交点に至り、同所から一般県道岩崎高松線を南に進み主</p>	<p>三三五ヘクタール</p>	<p>平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで</p>

満濃池銃狢禁止区域	要地方道三木綾南線との交点に至り、同所から主要地方道三木綾南線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域 国営讃岐まんのう公園	三五〇ヘクタール	平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで
国市池銃狢禁止区域	三豊郡高瀬町地内の町道比地長谷線と町道上分東六ツ松線との交点を起点とし、同所から町道上分東六ツ松線を南に進み町道道音寺井ノ口線との交点に至り、同所から町道道音寺井ノ口線を西に進み町道井ノ口線との交点に至り、同所から町道井ノ口線を南西に進み町道徳前線との交点に至り、同所から町道徳前線を西に進み主要地方道豊中三野線との交点に至り、同所から主要地方道豊中三野線を西に進み一般県道岡本高瀬線との交点に至り、同所から一般県道岡本高瀬線を北東に進み町道比地長谷線との交点に至り、同所から町道比地長谷線を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域	二二〇ヘクタール	平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで
詫間港銃狢禁止区域	三豊郡詫間町地内の主要地方道丸亀詫間豊浜線と一般県道汐木洲崎詫間線との交点を起点とし、同所から一般県道汐木洲崎詫間線を南に進み主要地方道詫間琴平線との交点に至り、同所から主要地方道詫間琴平線を北西に進み主要地方道丸亀詫間豊浜線との交点に至り、同所から主要地方道丸亀詫間豊浜線を北に進み一般県道詫間仁尾線との交点に至り、同所から一般県道詫間仁尾線を西に進み町道詫間一号线との交点に至り、同所から町道詫間一号线を北西に進み	四六三ヘクタール	平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで

大野原カントリーパーク銃狢禁止区域	観音寺市大野原町地内の主要地方道観音寺佐野線と市道岡の宮大福線との交点を起点とし、同所から市道岡の宮大福線を北に進み一般県道丸井萩原豊浜線を北東に進み市道福田原線との交点に至り、同所から市道福田原線を南東に進み市道丸井福田原線との交点に至り、同所から市道丸井福田原線を南東に進み市道雲辺寺線との交点に至り、同所から市道雲辺寺線を南東に進み開拓農道との交点に至り、同所から開拓農道を西に進み市道寺家川東線との交点に至り、同所から市道寺家川東線を南西に進み市道内野々線との交点に至り、同所から市道内野々線を南西に進み主要地方道観音寺佐野線との交点に至り、同所から主要地方道観音寺佐野線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域	一六〇ヘクタール	平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで
土器川・内田銃狢禁止区域	仲多度郡満濃町地内の土器川左岸堤防の表法肩と主要地方道長尾丸亀線	五七三ヘクタール	平成十七年十一月十五日から平

	<p>との交点(乙井大橋の西端)を起点とし、同所から主要地方道長尾丸亀線を東に進み土器川右岸堤防の表法肩との交点(被川橋の東端)に至り、同所から土器川右岸堤防の表法肩を上流に向かって進み町道城山二号線との交点に至り、同所から町道城山二号線を南東に進み備中地川との交点に至り、同所から備中地川右岸を上流に向かって進み一般国道造田綾南線との交点(城山橋)に至り、同所から一般国道造田綾南線を南東に進み主要地方道府中琴南線との交点に至り、同所から主要地方道府中琴南線を南西に進み一般国道四三八号との交点に至り、同所から一般国道四三八号を南東に進み町道柞野線との交点に至り、同所から町道柞野線を南東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から林道西谷線を南西に進み琴南町と満濃町との町境に至り、同所から琴南町と満濃町との町境を北西に進み土器川左岸堤防の表法肩との交点に至り、同所から土器川左岸堤防の表法肩を下流に向かって進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>六二五ヘクタール</p>	<p>平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで</p>
<p>紫雲出山銃猟禁止区域</p>	<p>三豊郡詫間町地内の町道大浜九号線と一般国道大浜仁尾線との交点を起点とし、同所から一般国道大浜仁尾線を横断し海岸線に至り、同所から海岸線を北西に進み町道生里九号線との交点に至り、同所から町道生里九号線を東に進み一般国道紫雲出山線との交点に至り、同所から一般国道紫雲出山線を北東に進み町道箱九号線との交点に至り、同所から町道箱九号線を北東に進み一般国道紫雲出山線との交点に至り、同所から一般国道紫雲出山線を北に進み町道箱</p>	<p>六二五ヘクタール</p>	<p>平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで</p>
<p>八栗山銃猟禁止区域</p>	<p>木田郡牟礼町地内の町道落合田井線と一般国道八栗牟礼線との交点を起点とし、同所から一般国道八栗牟礼線を北東に進み八栗ヶーブル八栗登山口駅地先との交点(鳥居)に至り、同所からヶーブル軌道を北東に進み八栗ヶーブル八栗山上駅東側地先に至り、同所から東に進み一般国道八栗原線の起点に至り、同所から一般国道八栗原線を南に進み町道落合田井線との交点に至り、同所から町道落合田井線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>一三〇ヘクタール</p>	<p>平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで</p>
<p>十三塚・隠谷銃猟禁止区域</p>	<p>綾歌郡国分寺町福家地内の本津川と一般国道高松綾南線との交点を起点とし、同所から一般国道高松綾南線を南西に進み町道中津線との交点に至り、同所から町道中津線を北に進み国分寺町と綾南町との境界に至り、同所から国分寺町と綾南町との境界を南西に進み一般国道三二二号との交点に至り、同所から一般国道三二二号を北東に進み町道六中線との交点に至り、同所から町道六中線を北に進み本津川左岸との交点に至り、同所から本津川左岸を上流に向かって進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>五三ヘクタール</p>	<p>平成十七年十一月十五日から平成二十二年十一月十四日まで</p>
<p>香川用水調整</p>	<p>三豊郡山本町地内の一般国道三七七</p>	<p>二二八ヘクタ</p>	<p>平成十七年十一</p>

池鏡嶺禁止区域

号と一般県道財田上高瀬線との交点を起点とし、同所から一般県道財田上高瀬線を南東に進み町道大野地森線との交点に至り、同所から町道大野地森線を西に進み町道岩瀬線との交点に至り、同所から町道岩瀬線を北に進み町道黒田線との交点に至り、同所から町道黒田線を北西に進み町道黒田・市屋谷線との交点に至り、同所から町道黒田・市屋谷線を北東に進み町道市屋谷線との交点に至り、同所から町道市屋谷線を北西に進み町道大池線との交点に至り、同所から町道大池線を北西に進み一般国道三七七号との交点に至り、同所から一般国道三七七号を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

ル

月十五日から平成二十二年十一月十四日まで

香川県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十月二十五日から同年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 塩江屋島西線（三十号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市塩江町安原上東字北井二四八一番一 二地先から	一一・四	二〇五	平成十五年香川県告示第五百六十一号で変更した区域
高松市塩江町安原上東字北井二四八一番一 五地先まで	五四・二		

四 供用開始の期日 平成十七年十月二十五日

香川県告示第六百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十月二十五日から同年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 鴨川停車場五色台線（三十号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
坂出市青海町字知口二六五九番四〇地先から	一五・四	三二二	平成十年香川県告示第六百四十九号で変更した区域の一部
坂出市青海町字知口二六七五番六地先まで	三〇・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年十月二十五日

公 告

香川県告示第五百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十七年香川県公告第三百六十二号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

万代書店瀬戸大橋店 綾歌郡宇多津町浜五番丁六一番地二

三 法第八条第一項の規定により宇多津町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課

2 縦覧期間

平成十七年十月二十五日(火曜日)から同年十一月二十五日(金曜日)まで

平成十七年十月二十五日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料)月極二千五百円



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています